

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成24年4月26日(木)午後3時から午後5時まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室(本館5階)

3 参加者等

司会者 貝阿彌 誠(長野地方裁判所長)

裁判官 高木 順子(長野地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 佐竹 毅(長野地方検察庁三席検事)

弁護士 征矢 芳友(長野弁護士会所属)

裁判員経験者1番 30代・男性・会社員

裁判員経験者2番 60代・男性・無職

裁判員経験者3番 20代・男性・会社員

裁判員経験者4番 70代・女性・主婦

裁判員経験者5番 60代・女性・主婦

裁判員経験者6番 60代・男性・会社役員

裁判員経験者7番 60代・男性・無職

長野司法記者クラブ記者 11人

4 議事録

司会者

長野地方裁判所長の貝阿彌です。本日の意見交換会の司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。裁判員経験者の方、今日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この意見交換会は、裁判員経験者の方の率直な感想や御意見を伺うことによって、今後の裁判員裁判の運用の改善につなげたいというものです。審理が、裁判員の方々にとって分かりやすいものになっているかどうか、分かりやすいもの

にするためにどのような改善が必要か、といったような点を中心に御意見を伺いたいと思います。今日は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ1名ずつが参加者として参加している他、オブザーバーとして裁判官、検察官、弁護士それぞれが2、3名出席しております。我々法曹三者が今後の運用の改善を真剣に考える機会にしたいと思っておりますので、どうぞ裁判員経験者の方は、忌憚のない御意見を聞かせていただきたいと思います。最初にお一人ずつ、実際に裁判員裁判を経験された上での全般的な感想というか印象をお話しいただきたいと思います。これから、私が、お一人ずつ、担当された事件を簡単に紹介しますので、それに引き続いてお話してください。1番の方ですが、本庁で強盗殺人等の事件でありました。4名が共謀の上で、3名を強盗目的で殺害したなどとして起訴された事件であります。被告人側は、被害者2名の殺人は認めましたが、強盗の意思はなかったとし、被害者1名については、殺人の行為も共謀も否定したと、こういう事件でありました。1番の方、そういう裁判員裁判を経験されて、全体的な印象と申しますか、感想をお聞かせ願えたらと思います。よろしく申し上げます。

1 番

ひとつは、大げさになるかもしれませんが、国民の義務を果たしたという気持ちはありました。それと、もうひとつは、裁判所に来る機会はないと思っていましたが、裁判所の中に入る貴重な経験をさせてもらいました。

司会者

どうもありがとうございました。何か裁判員裁判を経験された後、日々の生活で変わったこととか、そういうものはありましたか

ようか。

1 番

生活として変わったことはありませんが、例えば新聞を読むときに今まで刑事事件というのは全く興味ありませんでしたので、新聞を見ることはありませんでしたが、新聞に裁判員という文字が出ると、中身は読むことはないんですが、気にするようにはなりました。裁判に対して、勉強するとかそういうことではないんですけども、興味を持ったという部分は正直あります。それが大きく変わったことです。

司会者

どうもありがとうございました。それでは次に2番の方ですが、2番の方は1番の方と同じ事件でありました。同様に全般的な印象・感想をお聞かせください。

2 番

たいへん良い経験をさせていただいて、司法というものがよく分かるようになりました。私ども素人はどうしてもドラマの司法しか分かりませんので、実際の公判等のことは分かりませんでしたので、これがはっきり分かり、1番の方と同じように、その後の生活等には変化はありませんが、特に裁判に関しては興味を持ち、あるいは、ちょっと内容も見ることも多くなりました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、次に3番の方ですが、3番の方も1番、2番の方と同じ事件でありました。3番の方よろしくお願いします。

3 番

裁判員裁判に出て、良い経験をできたというのが一番最初に感じ

たことです。期間も初めは短いのかなって思っていたんですけども、だいたい2週間くらいあって、ちょっと長いかなって思ったのですが、後のニュースを見たら、より長いのもあったりして、2週間くらいだったら仕方がないのかなって感じてしまったこともありました。あとは、裁判員裁判が終わってから1番、2番の人たちと同じなんですけれども、ニュース、新聞で目が向くようになりまして、自分でもちょっと興味があるのかなって感じてきました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、4番の方ですが、本庁の強盗殺人等の事件でありました。これも4名共謀の上で被害者3名を強盗目的で殺害したなどとして起訴された事件であります。被告人側は強盗殺人については、故意も共謀もなかったから無罪であり、被害者1名の殺害についての幫助犯にすぎないと、こういうふうに主張した事件でありました。では、4番の方よろしくをお願いします。

4 番

1番、2番の皆様と同じようなことなんですけれども、この裁判員制度というものを、本当に私は初めたいへんなことだと思って困ったなあという気持ちで、しょうがなく引き受けました。でも、今考えてみると、やって、いい経験になりました。勉強にもなりました。新聞を読んでも、すごく楽しみというか、楽しみというとおかしいですけど、理解ができるようになりました。みなさんも、こういう事件には触れたくないと思う、私が初めそういうことでしたけれども、本当に私の生活も変わったんです。これをやったことに対して、前向きに生きることができたんです。それ

というのは、私個人のことですけれども、ちょっと体調が悪かったんです。それもみんなはじいちゃんのような元気をいただきました。皆さんと会うことによって、裁判というものは苦勞ではありましたが、私の人生の1ページとしてすごい勉強になりました。本当にありがたく思っております。日々の生活が本当に私はこのことによって一変しました。どうしてかっていうと、本当に私は鬱で悩んでいたんです。それが、本当にぱっとこれが晴れたんです。だから、この裁判員制度というものに私は感謝しています。今日もどうしようと、困ったな難しいことと思ったけれども、本当に裁判長をはじめ、みんなに十何日来ましたけれども、良くやっていただいて本当に私は幸せでした。本当にありがとうございました。

司会者

個人的な病気のことなども話していただいて、こちらこそ本当に心強い思いがいたしました。ありがとうございました。それでは、5番の方、本庁の傷害致死の事件です。共犯者2名と共謀の上、被害者に暴行を加えて死亡させたということで起訴された事件でありまして、被告人側は、共謀の事実はなく、したがって死亡について責任を負うことはないなどとして争った事件でありました。では、感想なり、印象なりをよろしく願います。

5 番

同じ年代の子供が自分におりまして、被害者の立場とか、加害者の立場の親の気持ちになって、とっても虚しい感じがしたんですね。ただ、裁判というのは、初めて経験して、分からないことを本当に些細なことも親切に教えていただいたりして、裁判所っていうところはそんなに敷居の高いところではないんだと、それ

を感じました。あとは、人を裁く難しさ、結局、今までの事例を見て、このくらいだとかうだという感じでしか判断できないのになって、そこら辺の限界とか、難しさってというのはどうなんだろうって、未だにまだ分からないんですけれどもね。そこら辺を感じます。

司会者

今、後の方で言われたことについては、また、追々お聞きしたり、皆さんの意見を聞いて行きたいと思います。次に6番の方、本庁の現住建造物等放火の事件です。これは焼身自殺をすることを決意して自宅に放火したという事件で、被告人側は、事実自体は認めましたけれども自己の行動を制御する能力が著しく減弱した心神耗弱の状態であったと、責任能力が限定的であったという主張をした事案でありました。それでは、よろしくお願いします。

6 番

みなさんと同じ意見なんですけど、貴重な体験をしまして、終わってからの達成感もありました。終わってからのなんですけど、特に変わったというのは、ひとつ言えるんですけれども、人の話を聞くようになったと、理解しようとするようになったと、また、人に話す場合でも分かりやすく説明するようにと、それが自分自身大きく変わったところだと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。最後に7番の方は松本支部で、現住建造物等放火の事件でありました。これも焼身自殺をしようとして、共同住宅、アパートの自室に放火したという事件で、これは自白をした事件でありました。では、7番の方よろしくお願いします。

7 番

今日参加して、皆さんの前で意見を述べさせていただくことに、本当に光栄に思っております。私の場合、ちょっと特殊なことがあります。裁判員の通知が3回立て続けに来たんです。1回目、2回目、3回目と、1回目に出たときには、幸いというか、何というか、選ばれなかったんですけれども、それで、その当時、丁度、私は白内障を患ってしまして、こういった書類なんかの字が見えなくて、2回目はお断りしたんです。そうしたら、それで、私の意見が通って、2回目は参加せずに済むのかなと思っていたら、裁判官の方がみえて、次回もぜひ出席なさってくださいと言われたもので、私も暇なもので、結構ですよ、そちらの方がそう言われるのであれば、私も参加しましょうということで、それで、2回目も参加させていただきました。そうしたら、裁判員にたまたま選ばれて、それで参加することができたんですけれども、それで、こちらにいらっしゃる裁判官にも、書類上の字が見えないことなどで、いろいろ御迷惑かけましたけれども、裁判全体的な感想を言いますと、私は、もっと居丈高な高飛車な態度で我々に接してくるのかなと思ったら、裁判官の方が非常に親切、懇切丁寧に分かりやすく接してくれたもので、その点は非常に感謝しています。それで、ぐっと緊張が解けまして、本当にアットホームな形で裁判を進行させていただいたと、そういう立場に立たせていただけたもので、非常に感謝しています。

司会者

はい、どうもありがとうございました。皆さんに一通りお話いただいたので、これから本論に入って、審理のあり方について御意見を伺いたいと思います。本論については、私は刑事裁判の経験

が少ないものですから、当庁刑事部の裁判長を務めておりました、刑事裁判の経験が長い高木判事にこれからこの本論については司会をやってもらいます。裁判員経験者の方、今、一言ずつ述べていただいて、大分、口も滑らかになったと思いますので、自由に率直に忌憚のない御意見をお話ください。よろしく願いいたします。それでは、高木判事、よろしく願いします。

高木裁判官

本庁の刑事部で裁判長を務めております、高木と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。数日、あるいは、2週間から3週間といった長い裁判につきまして、苦勞して共にさせていただきました裁判員経験者の方と再会できまして、本当に懐かしく、嬉しく思っております。また、たいへん良い経験になった、人生を変えるような、前向きにできた経験であった、司法への理解も増進したというお話を聞いて、たいへん感激いたしております。本日は、そういう、皆様がお感じ下さった制度趣旨をさらに実践して、実現していくために、ちょっと皆様の感想よりはレベルが下がってしまう技術的な話にはなってしまうんですが、皆さんに感じていただきました制度の趣旨を真に成功させるためには、審理をどのように行っていくべきか、評議をどのように行っていくべきかという点について、ぜひ御意見を伺いまして、我々法曹三者の今後の糧とさせていただきたいと思っております。審理のあり方、つまり、皆さんに真に事件の争点を分かっていたいただき、証拠を理解していただき、評議において主体的に御意見をいただくというためには、審理の充実を図らなければならないというところで、法曹三者でいろいろ苦心しているところがございます。論点は多岐にわたっておりますが、例えば、主張が分かりや

すかったのか，証人尋問は分かりやすかったか，書証は分かりやすかったか，朗読時間はどうだったかというような話をお聞きしたいと思っております。審理の時系列に従いまして，まずは検察官側あるいは，弁護側から冒頭陳述といて，これから自分たちがこういう主張をするんだぞということを最初に御説明する機会があったかと思いますが，それにつきまして検察官，弁護人の方から，冒頭陳述はどうであったか，分かりやすかったか，あるいは，どこが分かりにくかったか，ぜひ，皆さんの御意見を聞きたいという声がありますので，それぞれ忌憚のないところをお聞かせ願えればと思います。1番の方から何か御意見があればおっしゃっていただければと思うのですが。

1 番

僕なんですけど，事件自体を知らなかったもので，一番最初の検察側の供述調書を聞く前に，これこれこういう事件がありましたということを裁判所の方から予め時間を取って説明していただければ，もっと検察側の供述調書が早く理解できたんじゃないかなと僕は思います。だから，その最初にこれこれこういう事件がありましたっていうことを裁判に入る前に教えてもらえればよかったかなという思いはあります。

高木裁判官

刑事手続は，裁判所はまず起訴状というもの一つしか来ていなくて，そこから始まるということになっております。そして，その詳細なそれぞれが主張するストーリーは，検察官側，あるいは弁護側が御説明するという形になっておりまして，私どもも基本的には起訴状の内容しか知らないですね。そういう意味で最初にそれぞれが主張し合うのは，最初の検察官と弁護人の冒頭陳述と言

われるストーリーなんですけど、あれは、あそこで聞いたんではなかなか分かりにくかったですか。

1 番

正直、僕はこの殺人事件のことを全く知らなかったんですよ。だから、これから法廷に行きますと言われて、何をしゃべっているのか、全く何を言い出すのかなという感じだったんです。殺人事件があって、　　さん（被害者）何とかかんとかって、急に登場人物も特に多かったもので、何を言っているのか全く僕は分からなかったんですよ。だから、事実だけ、こういう検察官側のストーリーがあります、弁護側のストーリーがありますじゃなくて、こういう事件がありました、要は新聞に載っている程度でいいんで、殺人事件がありました、せめてそれだけでも言ってもらえると理解しやすかったかなって。本当に全然知らなかったんですよ。

司会者

起訴状は裁判員に渡されないんですか。

高木裁判官

起訴状は裁判員に選任されてから、お渡ししています。選任手続では事件の概要を候補者の方にお知らせするということになっております。

1 番

確かに概要のことは流しているということはあったんですけど、そのときは抽選で当たるかどうか分からないし、正直な話、しゃべっている人の声も小さくて全然聞こえないんですよ。まず、自分が当たるかどうか分からないじゃないですか。早く終わらないかなということを考えて、当たったらどうしようとか、いろいろ考えているもので、そのところでそういう重要なこれこれこ

ういう事件がありましたと言われても、正直頭の中に入ってこないんですよ。そこが改善してもらった方がと、僕は個人的に思います。

高木裁判官

2番さんはいかがでしたでしょうか。

2番

これは個人的なことなんですが、私は左耳が難聴で右の耳しか聞こえないんです。そんなもんですから、公判中の声というんですかね、何かマイクでちょっと大きな声とか、通してもいいような気がしました。また逆に大きかったら影響があるのかも分かりませんが、そういうことで心証とかなどのやりとりは、部分的に母音が聞きづらいとかありまして、接続する部分が切れたりするんです。メモするときそれが飛んじゃうんで、いざ最終的に評議する際に、ああだこうだといろいろ出てくるわけですが、それが自分のところのメモだと飛んじゃっているわけです。大勢いるから問題ないと言えればそれまでなんですが、どうもそれが自分にとって何か嫌な感じで終わってしまって、残念に思っています。

3番

裁判の流れというか、説明とか、分かりやすく良かったんですけど、評議室に戻って皆さんと評議をするときに、法廷で何て言ったんだっけっていうのが出たときに、法廷の中で録音したり録画したりというのをしていると思うんですけど、そういうのを、その時はすぐには見れないっていうふうに言われて、見られなかったんですが、そこら辺もすぐにはではないですけど、見られるようにしてほしいなと思いました。

4番

さん（被害者）の事件は、私は新聞で大分前から知っていました。でも、こんなに複数・・・細かいことは分からなかったもので、たぶんこの事件かなと思ったらやっぱりそうでした。それで、初めは3人があれだと思って、さん（被告人）のことは、全然予期していない私がありました。それで、割合と思ったより知ってましたもので、新聞をずっと読んでましたもので、そんなに難しくは考えずにやりましたけども、みんなでいろいろと話し合っただけで評議しましたから、そんなに苦労とは思わなかったです。それで、いろいろなことが、さん（被告人）のは、みんな3人とも関わる、返ってくる最後なので、ちょっとたいへんかなとは思ってはいました。被告（共犯者）とか、そういう人たちのことも聞きましたもので、ああそうか、ああそうかと。評議しているときもみんなで話し合っただけでできましたから、そんなに苦労はなかったです。みんなで和気あいあいとできましたもので、よかったなあという感じでした。知っていたものですから、この事件はね。

5 番

オブラートに包まれたような感じで、霧の中で何が本当、この人はこう言っているけど、あの人はこう言っているけど、じゃあどっちというのが、すごく最初から最後まで分からなくて、弁護士さんの話あまり胸に響いてこなくて、検事さんの話は分かるんですけども、じゃあ一体何を基準にどういうふうにして、本当の真実は何かっていうのをずっと考えながら聞いてました。だから、証拠のことなんですけれども、時間内でこの部分を証拠に出さないって、そういうのってあるのかなって思いながら。例えば、オートバイの修理にしても、30万かかっているって被告人は言っ

てましたけれど、本当にそれだけかかっているのか、ちゃんと調べてあるのかなとか細かいことですが、やっぱり、そういうのを感じながら聞いてましたね。それと、弁護人の話が響いてなくて、何を弁護しているか分からなかったです。失礼ですけども、それが実感にありました。

6 番

私自身、裁判員の前には、非常に心配もしてたんですが、分からない言葉とか、理解できないような話をされたらどうしようという心配もあったんですが、皆さん分かりやすく説明してもらえましたし、ほとんど理解したと思います。特に私自身は問題は感じませんでした。

7 番

私は、はっきり言って3日間の裁判でしたけれども、ものすごい疲れしましたね。それで、家に帰るのがだいたい6時から7時ころかな。そのころ私はお酒を浴びるほど飲んでいまして、それで、今日は疲れた。じゃあ帰って一杯またやろうかなって帰ったんですけども飲む気にもならない。風呂に入るのがやっとくらいの疲れ方で、やっぱり白内障のせいで、あまり表に出歩かずに、家の中に引きこもっていたんです。だからあまり運動することもなかったもので、そのころ体力的にもものすごく弱っていたもので、この3日間裁判所に通うってことが、非常に苦痛だったんですね。今の100日裁判のことなんかを聞きまして、皆さん頑張っておられるんだなって思って、その点、感心したんですけど。それで、この裁判に立ち会って本当に私もその間テレビをずっと見てたもので、2時間ドラマとかそういうものに惹かれて見ていたんですけども、現実の裁判に立ち会って、2時間ドラマなんかだと

裁判風景ってのは、弁護士と裁判官が丁々発止やっているわけですよ。立ち上がって間の方に行ったり、身振り手振り激しくやっていますけど、意外と裁判の状況を見ていたら、別に身振り手振りもせずに淡々とやりとりをなさっている。だから、裁判ってこんなもんかな、現実の裁判はこんなものかなということはそのとき初めて知りましたけど。それと傍聴人も結構見えてまして、皆さんやっぱり、関係者もいらっしゃると思うんですけども、大半だと思うんですけども、その他やっぱり傍聴に来ている方も意外と多いんだと、これは感心だなという感想を受けました。それと、私の立ち会った裁判ですけども、こんな野郎はいいやと、私が一番感じたのは、被害者の方の立場の方、例えばアパートの住人、大家さん、そういった被害者の方に対する同情というか、そちらの方に意識が移っちゃって、こんな犯人なんかもうどうでもいいや、こいつはこいつの人生だから、だから被害者の方、そちらの方にむしろ私は同情を禁じえませんでした。

高木裁判官

7番さんは、ちょっと目が辛いんですか。

7番

お陰さまで1月に両目を手術して良くなりました。

高木裁判官

検察官や弁護士から、結構たくさん書類みたいなものが出ましたか。

7番

そのハンデがあっただけいいのかなとは、最初疑問に思いました。というのは、私が感じたのは、我々も裁判に立ち会った場合には、犯人の目の動きとか、拳動とかいうのをなるべく見ようというこ

となんですよね。ところが、目が悪いもんで全然、ぼーっとぼやけちゃってるもんで、全然当時は見えなかったんですけどもね。それが見えなかったっていうのがちょっと申し訳なかったです。

高木裁判官

では、あまり書面がいっぱい出てきて、さあ読んでくださいとか、モニタ見てくださいというよりは…。

7 番

モニタも見えなかったです。

高木裁判官

そうすると、検事がしゃべったり、弁護人がしゃべったり、それで聞いて分かるって方がずっと入ってくる感じですか。

7 番

それしか私にはないですからね。私もそのとき集中力がつきました。その点も、おれもこのくらいの集中力があるんだなあと確信しました。

高木裁判官

御苦労様でした。2番さん、声が小さかったというのは、誠に申し訳なかったことでして、検察官にも弁護人にも大きな声でゆっくり話してくださいって、いつも法廷でよく言っているんですが。

2 番

特に証人のお話を聞くときに、ほとんど自分では分からないくらいの声しか聞こえなかったんです。近くにいる人のは当然聞こえますからいいんですが、特に証人。弁護士さん、あるいは検事さんのお話はある程度は聞こえてました。ただ、一番大事な証人だとか、被害者だとかっていうそういう部分になるとちょっと聞こえづらくてですね、自分はメモを取るのも下手なもんですから、

どうしても、近づくメモを取れなかったんで、自分でもちょっと残念に思って、また、ですから、今マイクを使ってやっていますから聞こえますけども、公判のときでも、マイクというか、もうちょっと上げても支障なかったら、上げていただければと、もしそういう難聴の方が現れたらお願いしたいなと思います。

高木裁判官

分かりました。今後は、気をつけて、声が小さいようでしたら、ますます大きい声で、ゆっくりはっきり言うように、裁判所の方でも気をつけたいと思います。1番さんから5番さんまで、たくさん登場人物が出てくる事件でらっしゃったと思うんです。最初に登場人物の人間関係を図にしたりして、検察官や弁護人が御紹介したかと思うんですけれども、それはいかがでしたか、登場人物の関係というのは、すんなり最初の手続のところでは分かっていただけかもしれませんでしょうか。4番さん、たくさん共犯者が絡んでくるので今おっしゃってましたけれども、人間関係はすんなり最初の話のときに、ああこういう人間関係かって分かっていただけかもしれませんでしょうか。

4 番

よく分かりました。全然難しくもなかったです。ああ、こういうことかと思って、ここに3人がいて、ああ、これがこの人だったんだなと、それはすぐ分かりましたから、別にどうもなかったです。

高木裁判官

それはどういうところから分かっていただけでしたか。やはり、冒頭陳述の中での情報で分かっていただけなんでしょうか、あるいは、図とかになったりしてましたか。

4 番

新聞でも前に載ったことがあるんですよ。それで、何かよく覚えてたんですよ。それで、娘にこうだったよって言ったら、あ、さん（被害者）のだ、私知ってるって言ったんですよ。こうなんだよって、法律のことを何か、うちの娘はすごく興味があつてね、それで、こうだよって言って、ああそうだよって。ここに来る前にいろいろなことで、こういう事件じゃないか。こうじゃないって、家で話したんですよ。それで、私、さん（被害者）のだよって、家に来て、やっぱりそうだったって。それからもうしゃべらないことにしたんですよ。家では。

高木裁判官

選任のときにもお話ししましたし、いつもお話ししていましたように、多分、新聞でああ、あの事件だったと分かったと思いますが、裁判のときには、法廷での証拠だけで判断してもらいたいと思うんですけども、最初の冒頭陳述だけではやっぱり難しいかもしれないって感じですかね。

4 番

そんなに感じなかったです。私には検察の人の言っていることはごもつともだと思ったんです。こんなこと言っちゃいけないけれども、なるほどと思って聞いていました。弁護士の人は何言っているんだな、弁護だからしょうがないんですけども、ああ、こんなもんかと思って。ざっくばらんなことを言いますけれども、確かにこっちのいう人のことは、初めから睡眠導入剤おばさんですので、すぐそういうふう感じたんですよ。だから、こっちの弁護士の方はおかしいことを言っているなあと。裁判というものはこういうものなんだなあと。わたしは、そのとき初めて、つく

づく，弁護士さんの仕事ってこういうもんかということを感じました。

高木裁判官

5番さんの事件も登場人物が多かったと思うのですが、いかがでしょうか。

5 番

特に未成年の方の事件だったので，AとかZとかTとかそういうことでやっていたので，図を見ながら，Aってこの人だからこうでって，見ながら一生懸命理解しながら，何回も何回も照らし合わせながら，みんなでやってましたね。最初からはちょっと無理でした。

高木裁判官

5番さんの事件は検察官と弁護人が双方ですり合わせた登場人物関係図というのを，最初に皆さんにお配りしたと思うんですが，あれ理解のためには有効でございましたでしょうか。

5 番

あれがなければさっぱり分からなかったと思います。あの図を見て理解したという感じです。

高木裁判官

ありがとうございました。1番さん，裁判所の最初に事件の内容を御説明するのは手続きの構造上，ちょっと限界があるんですけども，検察官と弁護人の冒頭陳述のときは，やはり，審理の最初なので，緊張もされるといいますし，頭真っ白というお話ありましたけれども，なかなか飲み込みにくい点がありましたでしょうか。あるいは，それを改善するにはどういうふうに検察官や弁護人が最初の冒頭陳述を行えば，最初の話のときにもう少し分か

りやすかったかなってお感じでしょうか。

1 番

僕が申し上げているのは、最初のスタートラインの前の話なんですよ。要は、新聞報道に載っていたわけじゃないですか。こういう事件がありました。真実はともかく、細かい内容はともかく、さん(被告人)がさん(被害者)を殺しましたっていう、みんなが知っていること、証拠はどうかということではなくて、みんなが知っていることを僕にも教えてもらいたかったなど。ただ、それだけのことです。検察側の供述調書は分かりやすいと思いました。正直、分かりやすいと思いました。

高木裁判官

ありがとうございました。すでに証拠について御意見をいただいておりますが、5番さんは証人の話、たくさんの証人が出てくる事件でしたけれども、証人の話のズレが、真実か、あるいは証人が何を話しているのか、なかなか分かりづらいところでしたでしょうか。あるいは、どういった点が分かりづらい理由になっていたかなど、今振り返っていかがですか。

5 番

検事さんの話はすごく分かったんですけど、それに対しての弁護士さんの話が前後するんですよね、話が。1日で終わった事件じゃなかったもんで。何日もわたって継続的に暴行を加えて、最後に亡くなったんですよね。だから、そのときはこうで、このときはこうでと順番にやっていただくと分かりやすかったけど、行ったり帰ったりするもので、その都度頭の中が回転してなくて、それがちょっと大変だったかな。何を弁護したいんだか分かんなかったですね。

高木裁判官

証人の話は時系列で行われた方が分かりやすいということになりませんか。他の方で、証人、皆さん結構出てくる事件ばかりに御参加の方々なんですけど、証人の証言の内容というのは、いかがでしたでしょうか。分かりやすかったですでしょうか。それとも、こういう点は尋問するにあたっては工夫してほしいという点がございますか。例えば、3番さんは、共犯者が3名出てまいりましたけども、尋問の内容、証言の内容というのは、分かりやすかったですか。それとも、もうちょっと改善点があるという感じでしたか。

3 番

分かりやすかったのは、分かりやすかったんですけども、出てくるときに、名前が出てきたり、役職が出てきたりっていうのが混ざっていて、誰が常務とか社長とかって、そういうのがあって、まあ、やっていくうちに、会長は誰、社長は誰とか分かってくるんですけど、分からないうちにそう言われても、名前と役職は一致していないので、そこら辺は統一してほしいかなっていうふうに思います。

高木裁判官

2番さんはいかがでしょう。

2 番

先ほどから出てましたが、検事さんの方の話はよく分かりました。当然、弁護士さんは相反することをやっているんで、ちょっと不思議に思うような部分も出てくるんですけど、当然、私ら担当したこの事件は、事実がはっきりしてますので、どうしてもそっちから先にいってしまうんで、弁護士さんの方の話がどうしても引い

て聞いてしまうっていうようなことがありました。それから、証人尋問というか、私ども質問する方もなかなか難しいと思うんで、その辺、私はよく分からない。改善点等はありません。

高木裁判官

証人尋問の長さとかどうでしたか。長くて、あるいは、話があちこち飛んで分かりにくいとかありませんでしたか。どうしてこんなこと聞くんだろうとか。

2 番

それはありました。時間もさることながら、証人尋問をする要点が、私も要領を得なかったせいも分かりづらくてですね、証人に、どうしたんだって、イエスかノーかって、私は端的でいけないんですが、イエスかノーかで返ってくると、私らは判断しやすいと思うんですよね。どうしても、接続詞の細かいところまで、こうやってどうのこうのと言われてもなかなかそこがつかめなくて、判断に迷うってことがあります。

高木裁判官

質問が長くて、何を最後に聞いたんだっけって迷うという感じはありますよね。

2 番

そういうことが大々にしてあったかと思えます。

高木裁判官

1番さんは証人尋問いかがでしたでしょうか。内容ですとか。時間ですとか。先ほど5番さんから時系列で聞いてもらった方が分かりやすいというお話もあったんですけども、そこら辺はいかがでしたか。

1 番

僕はそんなには感じなかったんですけど、お互い作戦があると思うんですけども、最後になればよく分かったなって。あのとき言っていたのは、こういうことだったんだってというのが、やっている最中は分からない部分があるんですけども、最後になってみんなで話し合うじゃないですか。そのときに分かればいいのかって言う、全て聞いて分かるわけじゃないんですよ、正直な話。分からないと思うんですけども、最後にみんなで話し合って、あのときあれはこうだった、あれはこうでこうだった、最後はこうなるんだなっていうことが、最後にみんなで分かればいいのかと思うんで、あんまり細かいことにこだわる必要は僕はないと思うんですけど。

高木裁判官

証人尋問お聞きになっていて、検察官でも弁護人でもいいんですが、証人尋問の内容に細かいことにこだわっていて分かりにくいなってイメージありましたか。

1 番

そういうイメージはありました。まあちょっと細かいかなって言うようなイメージはありました。イメージとしてはありました。

高木裁判官

4番さんいかがですか。証人尋問お聞きになっていて、証人尋問自体について改善点ありますでしょうか。

4 番

それはないですね。よく初めから分かりました。いろいろ出てくる証人が、裁判所の話を、隣に裁判官の人がいて、たっただと書いていますよね。私にそんな早く書くなんてことはできないので、よく聞くことに決めました。それで、検察官の話を

よく聞いていればすごくよく分かるんですよね。じっと聞いていました。いまだにみんな覚えています。すごく難しいっていう考えはなかったです。初めから会長とか専務とか　　さん(被害者)とか, いろいろそういうのも全部分かりました。だから, そんなに難しくないです。裁判長さんから, こういう人だということも初めに聞きましたもので, そんなに疑問に感じたことはないです。

高木裁判官

やはり, メモを取るというのは, なかなかたいへんなので, メモを取らなくてもよく分かるようにしてもらえると入りやすいというところがありますか。

4 番

そうですね。メモを取るなんていったって書いていけば, 次のしゃべっていることが私たちには分からない, 抜けちゃうんですよ。それっきりで考えて書いてますね, 2つも3つもしゃべっているんですよね。こんなことをやっても駄目だと感じたんです。それで, よく聞くことだと思って, そこに集中して聞いてました。だから, 未だに忘れません。これは一生忘れないです。

高木裁判官

5番さんは, 時系列で聞いてもらった方が分かりやすいということでしたけれども, 聞いていて, 日時とか場所とかですね。きちんと, いついつこういうことがあって, いついつこういうことがあって, ということを皆さんに分かりやすく, 検察官や弁護人は質問していましたでしょうか。とかく, 検察官や弁護人は自分でいつのことかって分かっているものですから, そこを飛ばしちゃって当然のごとく聞き始めたりということも私聞いているとあ

ろうかと思うんですが。

5 番

それはなかったと思います。中学生の子どもとか泣き出しちゃった証人の方がいて、泣き出しちゃった人を見ると、一緒にもらい泣きしちゃって、ちょっとダメだったっていうか、聞きたいことも聞けなかったなあと思って、後で思って、やっぱり中学生の人にこんなことを聞いちゃ悪いかなとか思って、それも後で考えてもうちょっと聞きたかったなあという思いはありました。

高木裁判官

6番さんは、検察官側からもお医者さんが出て、弁護側からもお医者さんが出ましたけれども、そこら辺はいかがでしたでしょうか。

6 番

精神科医の医師の方が2人、検察側の証人と弁護人側の証人、それぞれ1名ずつ出てきたんですが、その中で精神科の鑑定には100パーセントはないという話があったんですが、非常にそこだけが争点だったなっていう裁判だったんですが、その判断が非常に難しかったなっと思っています。

高木裁判官

相異なる診断、あるいは意見を持っている医者がある場合にですね、やはり、お医者さんの話を法廷で聞くというのは、判断に役に立ちましたでしょうか。

6 番

診察された時間が全然違うわけなんですけど、検察側の証人の医師は、何十分とかいう単位でしかないわけなんですけど、弁護側の証人の医師は、過去何年間、何十回か何百回か分かりませんが、診

察されているということはありませんので、全部判断しました。

高木裁判官

2人の医師の言っていることのどこが違うのか、見解のどこが違うのかというのは、証人尋問で浮き彫りになりましたでしょうか。

6 番

はい、なりました。単極性障害と双極性障害というのが出てきたんですが、そこでの判断をしました。

高木裁判官

例えば2人の医師が鑑定書とか診断書とかいう書面で意見を言っている場合と、法廷に出てきてもらって皆さんの前で2人が話すということでは、今回は2人が話したもんですから、ちょっと比較が難しいかも分かりませんが、あれが全部、または片方、書面だったら、判断の難しさ、易しさというか、分かりやすさというのは違いはありますか。

6 番

私の場合は両方見なかったら判断できなかったと思います。書面だけでも、証言だけでも判断するのは難しかったと、両方聞いて判断、分かりやすかったと考えています。

高木裁判官

7番さんは証人尋問はありましたか。

7 番

なかったです。母親がいましたが、来られませんでした。

高木裁判官

証人にもいろいろな御事情があろうかと思いますがけれども、お母さんは、被告人の母ですか。

7 番

そうです。

高木裁判官

そのお母さんが来られなくて、代わりに陳述書みたいなものが出たんですか。

7 番

そうです。

高木裁判官

もし仮にお母さんが目の前で証言されるという場合と、陳述書でお聞きになった場合とで、陳述書をお聞きになって、お母さんに出てきてもらって、聞けたらもっと分かりやすかったとか、あるいは、お母さんが出てきたら自分としたらこういうこと聞いてみたかったのという不全感というんでしょうか、そんな感じはありましたか。

7 番

実際、そういう立場じゃなかったもんで、想像でしかないですけど、ただ、母親が出てこられたら、私ももらい泣きしちゃうでしょうね。おそらく。ただ、被告人に対する同情は私は、その時にはなかったです。例え、出てこられても犯人自体には同情は絶対したくはなかったですね。

高木裁判官

6番さんは、あのときは、奥さんも出てこられましたよね、被告人の。被告人の奥さんの証言いかがでしたか。直接聞いて感じる所ありましたか。あるいは、御自分で疑問を奥さんにぶつけることはできましたでしょうか。

6 番

私は、奥さんが証人になったとき、直接は質問はしていないんで

すが，参考にはなりました。

高木裁判官

7番さんのときのように，もしその奥さんが出てこられないで，例えば供述調書とか陳述書ということで，出てこられた場合とで，何か印象が変わったような感じはありますか。やっぱり奥さんそのものを見てよかったなという感じはありますか。

6 番

それは変わっていたと思います。奥さんの話を聞いて，非常に参考になったなと考えています。

高木裁判官

5番さんは，さっき証人の姿を見て，もらい泣きされたということなんですが，やっぱり証人を直接見聞きされることで，何か感じられるところがございましたか。

5 番

高校三年生だったんですよね，同棲中の。その子の証人なんですけれども。若いのに苦労して大変だなんて思って。何でそんなななっちゃうんだろう高校も行かないでとか思いながら聞いていたんですけれども，その子なりに一生懸命頑張っていたんだなんて。なんて言葉に出していいかわからないけど，やっぱりかわいそうになっちゃいましたね。

高木裁判官

今おっしゃった証人は，目撃証人でもありましたよね。被告人の供述とこの目撃証人の証言というのは，やや食い違っているところがございましたけれども，結論としてどちらが信用できたかってことも判決には書いてあるんですが，その証人を直接聞かれた方が，証言の信用性の判断っていうのは，やはり証人に…。

5 番

直接聞いた方が納得できたし、怖くて反抗できなかったっていう言葉を聞いたときに、そうなんだろうなって納得しました。

高木裁判官

1番さんから4番さんの場合は、共犯者の供述調書も読まれて、それから共犯者も証人で出てきたと思うんですけども、ちょっと特殊な事件でしたけども、供述調書を聞いて証人の証言を聞くというのは、ドッキングして考えられるものなんでしょうか。供述調書と証言の橋渡しみたいなのは、御自分の中で上手くできましたか。どなたでも…。

2 番

書類ではちょっと見なかったような気がするんですが、言葉で言われて、証人に話を聞くと、なかなか上手く伝わってきていなかったような…と思います。言葉は悪いんですけども。どうしても相手のことを見ちゃいますので、質問している内容とかによって、その人の動きとか、先ほどもありましたが、それを見てやっていた。なかなか上手く伝わらなかったというか。感じました。

高木裁判官

他の方々はいかがでしょうか。供述調書を読まれた上で証人尋問という形で、一人の人の供述が一部分は調書っていう形で読まれ、一部分は目の前で話してくれるわけなんですけど、その間の橋渡しというのは、御自分の中で上手くできましたか。あるいは、全部共犯者の話、一人の人の話を聞いてしまった方が良かったと。なんでこの部分だけ供述調書が朗読されて分からないっていうような感じ。そういうことは特にはございませんでしたか。上手く供述調書と共犯者の証言はドッキングできましたでしょうか。

3 番

特に問題はなかったと思います。

高木裁判官

供述調書，ちょっと道行の長い事件でありましたけれど，長くなかったですか。印象はどうですか。

3 番

そうですね。その日その日で時間が違うんで，何とも言えないんですけれども，時間が短い日はいいのかなって思うんですけれども，朝から夕方まで一日ってなると，最後の方はどうしても疲れてきてしまうっていうのもあるんですけれども，頭に入りきらないというところもあったと思います。

高木裁判官

1 番さんいかがでしょうか。供述調書をずっと聞いて，長いなって思われませんでしたか。

1 番

長いとは思いましたが，やっぱり，僕としては真実を知りたいっていう思いはあったんで，長くてもしょうがないかなと。短縮して真実が伝わらないっていうほうがやっぱり困ると僕は思うんで，長かろうが，短かろうが，必要なものは必要な時間を取ってやっていただく。それが一番重要だと思います。だから，長いと思うんだったら休憩時間を入れるとか，最初から明日は終わる時間は8時になりますよとか，最初から言ってもらえれば，準備できるわけじゃないですか。心の準備としては。そういう工夫っていうのは必要になるかもしれないと思います。別に長くても真実を知りたい。あとは，予め言っておいてもらえれば心の準備はできるし。長い，短いということは考える必要はないと思います。

高木裁判官

ありがとうございました。必要なものは長くても調べなければならぬということ、これはもう皆さん、そう思っているんじゃないと思うんですが、供述調書を聞いててですね、これ本当に必要なんでしょうか、この部分は、この目の前の被告人の責任を考えるのに、なぜこの部分を長々と読んでいるんでしょうかとか、そういう印象を持たれたということはありませんか。

1 番

もちろん、そういうふうにした部分もありますけれども、だからといって、今からやり直せっていうわけにもいかないじゃないですか。それは、聞いて初めて、後になって分かることじゃないですか。今から、もっと上手くまとめてくださいってわけにいかないんで、我々としてはどうする事もできないんで、検察側なり、裁判所の方からこれこれこうした方がいいんじゃないのという意見を言うしかないですよ。

高木裁判官

そうすると、皆さんは供述調書を読まれると、読まれているものは何か意味があって重要なんでしょうと思って、やはり1から10、出来る限り頭に入れようと必死で食らいついてくださっていると、こういうことなんでしょうか。

4 番

全くそうです。聞かなくちゃ私たちは分からないですから。だから、細かく話していただいた方が私は良いと思います。ああなるほど、ああそうかと自分で納得しながら頭に入りますから。決して、長いとか短いってことは、そんなに、長くても全然苦痛じゃないです。そこに入っていかれると思うんで、ああそうかと分か

れば自分で楽になりますから。分からないでいると難しいです。不安もあります。分かれば，長いとか，短いは全然いいと思います。

高木裁判官

ありがとうございました。そうすると，後でみんなで話し合ってみたら，ここ無駄だったね，みたいなのところはないではないということですよ。そうだとすると，その時間は最初から検事や弁護人の方で，もう少し整理しておいてくれればよかったのにと後で考えると思ったとかありますか。

1 番

後で思えば思いますけれども，それはやっぱり，弁護側，検察側の検証ですよ，今後の。だと思います。

高木裁判官

1番さんから4番さんまでは，共犯者の供述調書，何人もの共犯者がありましたけれども，繰り返し同じような部分が現れるなあって，何で何度も何度も聞かされるんだろうっていうような感じを受けたりはしませんでしたか。

1 番

内容はもうさすがに覚えていないんですけども，検察側の方が結構同じ様なことばかり聞いていて，今から思えば時間の無駄かなっていう部分はありました。

高木裁判官

1番さんから4番さんの中で共犯者の供述調書の中で，まずAさんっていう供述調書を読みますよね。そして，Bさん，Cさんと来るわけですけども，たとえばCさんの供述調書の中で，Cさんの供述ではAさんとBさんの供述と同じなので，その内容は読

みませんが、内容としてはAさんとBさんの供述と同じですと検察官が言った場面があったと思うんですけれども、それは、そういうやり方は分らんと、ちゃんとCさんの供述調書も読んでくれと、そんな気持ちは受けましたか。御記憶に……。では、改めて伺いますと、例えばAさん、Bさん、Cさんと共犯者の供述調書ございますよね。Aさんでまず、供述調書を朗読したとします。で、Bさんの所でBさんのこの部分の供述はAさんの供述と同じですという紹介があった場合に、それで理解は可能ですか。それとも、Bさんについても、もう1回やっぱり同じですなどと要旨を告げるのではなくて、Bさんについてもちゃんと読んでほしいと思われませんか。

1 番

それは、省略しても僕はいいと思いますけれども。

高木裁判官

それは、理解を妨げるものではない。

1 番

そうです。もし、裁判員の中でもし分からなければもう1回やってねと裁判長が言ってもらえれば済む問題なんで、理解できれば、同じで必要なければ省略してもいいんじゃないですか。

高木裁判官

検察官や弁護士からも、いくつかみなさんにお尋ねしたいということがおありのようですので。

司会者

それでは、今まで裁判所から聞いてきましたけれども、今度は当事者サイド、検察側と弁護側から聞いてもらいますので、率直に意見を述べてください。それでは、検察の方よろしく。

検察官

検察官の佐竹と申します。私個人は、1番から4番の方が担当された事件を担当させていただきました。今のやりとりの最後の方で出ていた話ですけれども、これは皆さんにお伺いしたいんですが、書面を取り調べるときに、我々はそれを朗読するわけですけれども、物によっては写真だとかであれば、目の前の画面にそれを表示するということをしておりました。文章の部分も文章をそのまま画面に表示するという場面もありましたし、画面上は特に何もなくて、ただ耳だけで聞いていただくという場面もありました。実際に聞いていただいて、どういうものが分かりやすく内容を聞けるかというところを感想なり、あるいは御提案としてお伺いしたいんですけれども、実際に体験していただいたものでそのまま分かったのか、それは画面の表示がなくても分かったのか、表示があった方が分かったのか、あるいは、例えばどういうことを話しているかというような補足情報ですね、誰がどういうことについて話しているかっていうような項目が画面に表示されているようなことがあった方がよかったですとか、そういった所の率直な御意見をお聞かせいただければと思います。

司会者

ではまず1番の方どうですか。

1 番

僕は両方、確か画面と同じ資料も配られると思うんですけれども、両方あった方が僕は分かりやすいです。というのは、僕らの世代、受験戦争の時代だったんで、ここに紙があって、前に黒板があってっていう、両方見るのは非常に慣れているんで、逆にないと落ち着かないみたいな、当然、右手には鉛筆持っていないと絶対落

ち着かないんで、両方あった方がいいと思います。こっちの方が無駄かもしれないけれども、落ち着いて聞けるっていう意味では両方あった方がいいですね。

司会者

では、もうひとつ、3番の方はいかがですか。

3 番

僕も両方あった方がいいと思います。一応、下で見ているよりかは、モニタで見て話を聞くというのは、大事だと思うんですけども、それでもし聞き逃したりっていうのがあれば、手元に資料があるので、それを見て理解できるっていうのもあったので、両方あった方がいいのかなって思いました。

司会者

今の1番、3番の方とは違う意見の方はおられますか。よろしいですか。

検察官

おそらく今お答えいただいたのは、冒頭陳述であるとか論告のお話なのかなとは思いますが、供述調書を読み上げる、証拠調べの時に何かあった方がいいかどうか。つまり、供述調書のときにはお手元には調書自体は存在しないわけですので、そこで何かメモを取るといったことはないんですけども、その調書を読み上げるときにどういう物があると、より分かりやすいかという所について御意見があれば教えていただきたい。

司会者

3番の方どうですか。今の点は。つまり、供述調書の朗読をしますよね。誰々がこう述べたという。そのときの話ですけども。

3 番

まあ、手元があればいいと思うんですけども、手元になければ、スライドじゃないですけども、映し出してもらったりしていたこともあったんで、そのようにやってもらって、表示してもらえばいいのかなと思います。

司会者

次の質問どうぞ。

検察官

次に証人尋問と調書の配分の問題ですけども、1番から4番の方の事件については、検察官の考え方は、弁護人も争っていないところは、調書で出して、共犯者同士で言い分が食い違っているところだとか、いわゆる争点に関係するところは、直接証人で聞いていただく、こういう発想だったわけですけども、その点については、それでよかったのか、あるいは、争いのないところも含めてですね、一人の人の物語として証人尋問で最初からしゃべってもらった方が良かったのか。その場合一長一短があるわけですけども、一人の人が直接話すというのが全て分かっていいのか、争点に的を絞って集中的に証人尋問をやるという方がいいのか、そういったところの御感想をいただければと思います。

司会者

では、2番の方お願いします。

2 番

ある程度争点を絞っていただいた方が私ども素人には分かりやすいと思います。無駄っていうとおかしいんですが、その人の人生の前の人生を言われてもその事件には関係ないと思いますので、ですから、争点になるそのものを重点に質問なりなんなりできれば分かりやすいんじゃないかなと思います。

司会者

今の質問はですね。それを争点の所だけ証人でやる，それ以外の所は供述調書の朗読でやると，それでいいのかわかっていうことなんですが。

2 番

朗読だけで結構です。

司会者

4 番の方。

4 番

私も朗読だけで，一生懸命聞いているとそれだけで結構です。

高木裁判官

朗読を聞いて，その後証人尋問を争点の所を聞くっていうと，証人を聞くときに供述調書で聞いたことを忘れてしまっているってことないですか。それでしたら，一連の話の中は，真ん中で供述調書から証人に切り替わるのではなくて，それだったら，ストーリーの最初から，もちろん，その人の事件とは関係ない生い立ちみたいなものから聞かされるんじゃないかもしれませんが，犯行の直前から後については，全部証人に語ってもらった方が分かりやすいってことはないですか。そこが，分かれてしまうっていう，特にその橋渡しは本当に大丈夫でしょうか。

司会者

今の点，いかがですか。2 番の方。

2 番

ちょっとその辺がいまいち分からないんで，はっきり，どうだということがまだ私の中でも分かりません。

司会者

4 番の方いかがですか。今の点。

4 番

こっちでちょっと違ってても、よく聞いていれば分かるもので、別にそれは、検察の人の方が分かりやすく、ずっと聞いてて、ああこういう流れか、ああそうかとか、こっちの人に聞くと、何かやっぱし、被告人の方のことはあんまり聞いてないですね。こっちの検察の人の方が、私たちは信用性があるって、この人今現在言っていること、もしかして違うんじゃないかとか、そういうふうに考えるから、検察側の話の人の流れの方が私はいいと思います。

司会者

よろしいですか。検察官、今の点は。

検察官

1 番から 5 番の方は共謀が問題になった事案で 6 番の方も責任能力が問題になった事案ですが、特に 1 番から 4 番の方の事件も誰と誰の間で誰に対する共謀がいつ成立したかということが複雑な事案ですし、5 番の方の事案も難しいものだったと思うんですが、そうしたいわゆる専門的な領域に関する話については、双方の冒頭陳述が終わったときに、これから審理が始まるときに、何に関心を持って証拠調べを聞いていけばいいのかという問題意識の設定の在り方ですとか、あるいは、最後の論告弁論のときには、何をどのように判断すればいいのかということで、我々の意見を聞いていただけたのか、あるいは、よく分からないまま審理が終わってしまったのか、そういったところの御感想を教えてください。

司会者

5 番の方いかがですか。今の点は。

5 番

争点はよく分かって、言ったか言わないかの世界だったと思うんですけれどもね。前後の流れで、ここを争っているんだなとよく分かりました。

司会者

1 番の方どうですか。今の点は。

検察官

1 番の方の事件ですと、被告人が共犯者と犯行についての話し合いをしていたかどうかということと、強盗する目的があったか、強盗殺人の共謀があったかどうかということが問題になったわけですが、それを最初の冒頭陳述のときに、我々はそこが問題になります、なので、検察官はこういうことを立証するので、それで判断してくださいというのを申し上げました。その冒頭陳述のときに、この事件はここに問題意識を持って審理を聞けばいいんだなということが、お分かりいただけたのかどうか。それから、最後の論告弁論をしたときには、証拠調べが終わって、この事件はこういう事件で共謀だとか、強盗というのはこういうことなんだなというのを我々の意見も聞いていただいて理解していただけたかどうか。最初と終わりのときですね。

1 番

最初の供述調書ของときには、何が問題になっているかっていうのは、正直言って、全然分かりませんでした。最後の方で、たぶんうちの事件だけに関して言えば共謀共同正犯に関しては、評議の内容は言えないですけれども、非常に長い時間を取って話して、その時点で我々が理解して、弁護側と検察側の証拠を基に総合的に判断して、私は理解できてああいう結論に至ったっていう部

分。最初の部分では分かりませんでした。最後の所に関しては、自分の中では十分理解できたと思っています。

司会者

それでは、次に弁護士さんの方でよろしくをお願いします。

弁護士

弁護士の征矢です。私の方から2点ほどお聞きしたいんですが、まず、評議の時間についてですが、皆さんもお忙しいので、一応、裁判員裁判の日程ってというのは、予め決められていて、何月何日の何時に判決言渡しという、後ろが決まっているわけなんですけれども、そのような中で評議の時間が十分確保できているかどうか。評議の時間が足りないと、もう少し考えたかったのに、などと思われたことはないかどうか。それから、もう1点は、日本の裁判員制度、裁判員の方が量刑、有罪か無罪かだけではなくて、刑の重さを決めることにも関与しています。そういう、特に死刑が予想されるような重大事件、死刑制度については賛否両論もあるわけですが、そういう重大事件も含めて量刑にみなさん一般市民の方が加わることについての、率直な御感想をお聞かせいただければと思います。

司会者

まず、1番目の評議の時間は十分取れたか、評議の時間が足りないことはなかったか、その点についてお聞きします。7番の方がでしたか。

7 番

私の立ち会った事例では決して短いこともないですし、前の先例が5例ぐらい出て、それに則って量刑もそのとき決めたんなんですけれども、別に私は抵抗なかったです。

司会者

時間の点は足りないっていうことはなかったってことですね。

7 番

時間の点は十分，いろんな例を考えまして，決して短いことはなかったと思います。

司会者

1 番の方どうですか。今の点は，評議の時間が足りなかったとか，その辺はいかがでしたか。

1 番

今回の僕が携わった事件に関して，僕が感じたことは評議の時間は十二分に取ったと僕は感じています。議論を尽くすとしゃべることはなくなるんですよ。もう無言になるみたいな。という部分があるので，この事件に関して僕の個人的意見を言えば，十二分に評議の時間は取られたということです。

司会者

他の方で評議の時間が足りなかった，もうちょっと時間を取りたかったとか，そういう意見の方おられますか。おられれば。2 番の方どうぞ。

2 番

事件の内容によっては，長かったり，短かったりするから。私ら担当した事件に関しては，もうちょっと時間をいただいてですね。例えば，共謀共同正犯ですか，そういう言葉も初めて聞いて，理解するのに時間が大分かかったわけなんですよ。ですから，そういう意味でも一つ一つ難しい言葉を理解するまでに時間がかかって，それからいろいろ判断をしなければならぬということもありますので，もうちょっと勉強する時間ですね，そういう時間

もほしいなと思います。

司会者

はい，分かりました。それから2番目の点は，要するに有罪か無罪かだけを判断して量刑は判断しないということも，裁判員はね，そういうことも考えられるのではないかという趣旨ですかね。

弁護士

日本の量刑まで市民の方が判断するという制度についての感想ですね。

司会者

要するに有罪か無罪だけ決めて，量刑は裁判員が判断しないという方法，今は最後まで量刑も判断するわけですが，そういう制度についてどう思われるかということですね。3番の方どうですか。

3 番

僕たちが担当した裁判の量刑っていうのは，死刑か無期かのどちらかしかなかったんですけど，そこは，評議をして皆さんと話し合っって，多数決で決めるっていうふうになったんですけど，事例とかも参考にして，みんなで決めたんですけど，賛成の人と反対の人っていうのがいたときっていうのは，一人でも反対の人がいたっていうときに多数決で決めちゃっていいのかなっていうところは，ちょっとありました。

司会者

5番の方どうですか。量刑まで裁判員が最後まで決めるっていう，そういう制度なんですけど，その感想っていうんですかね。

5 番

実際にどのくらいの刑が妥当かなんて私ら分かるわけないんですよ。6年だか7年だか8年だか全然分からなくて，そこまで

求められちゃうと、もうお手上げなんですよね、実際、自分では。ですから、その一步手前までで下りたいなっていうのが実感します。

司会者

他の方で御意見ありますか。5番の方は量刑までは決めないで、その前で終わりたいということですか。他に御意見のある方。1番の方どうぞ。

1 番

僕は5番の方の意見と全く正反対で、量刑まで市民の意見を反映するっていうのは良いと思います。そうしないと、真剣に裁判に加わらないと思います。中途半端な気持ちで裁判に臨むっていうのは失礼だと思うんで、最初から最後まで自分たちの意見を言って、最後はみんなで決めるっていうのが、良いスタイルだと僕は思いますけど。

司会者

特に御意見のある方ありますか。やや分かれておりますけど、両方の感想、意見があるということだとは思いますが。他の方で特に意見を述べられたい方いますか。4番の方どうぞ。

4 番

標準っていうのが分からないもんで。刑を決めることはいいんですけども、何を標準にしていいか、ちょっと難しいですね。人を裁くって一生のことですから。その辺が難しいです。ここからこの事件はここまでとかっていうあれがないもので、多数決で決めるっていうのもちょっと、裁くということはどうかなと思うんですよ。確かに評議は私たちたくさんしました。だから、良いと思いますけれども、そういうことで人間の一生を決めてもいいの

かなあと。だから、標準というのがないのだから難しいですね。決して、そこまでやるのが悪いとか良いじゃないですけども。確かに真剣にやりますよね。じゃあどこまで。初めはどうですかって言われたときは、本当に分からなかったです。

司会者

評議の秘密ということでの守秘義務がありますけれども、それについてどういうふうに感じられてるかちょっとお聞きしておきたいんですが。例えば守秘義務に関してその範囲について迷ったり、あるいは生活していく上で、何か守秘義務があって困ったとか、そういうことがあった方いらっしゃいますでしょうか。6番の方どうですか。

6 番

守秘義務なんですけど、評議の中の話は全て守秘義務はあると思っています。公判での話は守秘義務はないと、そういう判断をしますので、特に困ったということは一切ありません。

司会者

5番の方いかがですか。

5 番

全然困らなかつたですね。守秘義務っていうのは、常識の範囲で考えて当たり前のことで、こういうことをあの人が言ったよっていうことを言っちゃいけないことですよって、具体的に説明を受けてますし、全然困らなくて、何でそんなに問題にしているか分からないくらいです。

司会者

他の方で守秘義務に関してこういうことで困ったんだという、そういうことのあった方はいらっしゃいますか。

4 番

家で娘と生活してますけれども、ただいまって帰って行って、後のことは、あっち行っててよって、聞けば困る、話したくないんで。割合興味のある方だから話したくない、それじゃ向こうもそうだよなって、こうなんです。それがすごくずっとやっています、それが一番プレッシャーでした。絶対しゃべらないんだからねって、向こうも聞かないからねって、家の中であっちとこっちにいました。そんなように、絶対に漏らしてはいけない。そんなようなことをやっていました。

司会者

どうもありがとうございました。それではここからマスコミ関係者の方の質問を受けたいと思います。どうぞ。

読売新聞記者

司法記者クラブ幹事社の読売新聞の清水と申します。実はあらかじめもう質問したかったこと、出てしまいまして、1点だけ量刑判断に対する感想っていうものをお答えいただいていない方がいらっしゃるので、全員分お話し聞きたいなと思ひまして、そこら辺ちょっとお願いいたします。量刑判断に加わるという感想、これをお答えいただいていない方がいらっしゃったので、お聞きしたいと思います。

司会者

さきほどの量刑まで裁判員が決めるのか、その前でやめるのかという質問ですね。どっちがいいのか。全員はお聞きしていませんね。2番の方はいかがですか。

2 番

やっぱり量刑まで判断する方がいいと思います。

司会者

3 番の方いかがですか。

3 番

量刑まで判断していいと思います。

司会者

6 番の方いかがですか。

6 番

量刑判断までした方がいいと思います。というのは、今までの事例を見てまして、凶悪犯罪に関しては、今までの裁判員裁判になる前よりも重くなっていますし、情状酌量の部分のウエイトが高いところはより軽くなっているという判決になってますんで、量刑まで参加していいと考えています。

司会者

7 番の方いかがでしょうか。

7 番

私は量刑まで判断しないと、裁判員の価値はないと思います。単なる聴取者、参加者止まりで終わってしまって、裁判員制度の意味はなさないわけですよ。ですから、必ず最後の量刑までこれは我々が参加しなければいけない問題だと思います。

司会者

あと、マスコミの方で質問のある方は。なければ、実は今回1番から3番の方は、死刑求刑事案だったんですよ。死刑求刑事案について裁判員裁判の対象にするのがいいのかどうかについては若干の議論があります。その点で、死刑を求刑されるような事案について裁判員裁判の対象にするのがいいのかどうか、今後どうしたらいいのか。その辺について率直な御感想をお聞きできた

らと思うので，1番から3番の方順番にお願いできますか。

1 番

死刑制度自体がどうなるかよく分からないですけど，現状の今の法律の中では，この裁判員裁判が死刑判決まで出しても，僕は構わないと思います。なぜならば，よっぽどのことがない限り死刑判決っていうのは出ないと思う，間違えてあるかもしれないですけど，よっぽどのことをしない限り，死刑判決っていうのは出ないと思うんで，その分，我々ということもないですけども，裁判員の方も裁判長とかも，ものすごく一生懸命考えて出した結論なんで，今のままで良いと思います。

司会者

2番の方，いかがでしょうか。

2 番

やっぱり裁判員裁判をやるからには，死刑とか判断するところまで行って良いと思います。というのは，私もどちらかということ，被害者感情が強いほうなもんですから，どうしても被害者の立場になって考える，例えば，ちょっと違うかもしれませんが，死刑制度もそうなんです，果たして自分の身の近くにそういうことが起きたら，果たしてどう思うんだろうと思うと，やっぱり，死刑する判断まで裁判員がやってもいいと思います。

司会者

3番の方いかがでしょうか。

3 番

死刑まで判断してもいいと思います。裁判員裁判に参加して，刑まで決めるっていうのは，自分たちに課せられた使命じゃないですけど，最後まで責任持ってやらなきゃいけないっていうのもあ

るので、そういうところまで、ちゃんと時間を取ってやっている
ので、いいと思います。

NHK 記者

NHK の堀之内と申します。死刑求刑のあった事件を担当された
方にお伺いしたいのですが、死刑求刑があった裁判でもいいと思
うという意見だったと思うんですが、死刑というのは、人の人生
を終えてしまうというかなり重い判断なので、それを出された裁
判員を経験された方にとって、その後、何か心の葛藤とか、何か
死刑ということについて関わったということに関して、その後の
生活に少しでも何かいろいろな心の所で負担ということはなか
ったかということをお聞きしたいのですが。

1 番

負担は負担なんですけど、まずひとつは、全員で考えた意見なん
でっていう部分があるんで、少しは救われるかなっていう部分
があるのと、それからあともうひとつは、これから二審があるじゃ
ないですか、それで、今死刑の判決と二審の判決がもし違った場
合を考えると、相手の人に悪いことをしたなっていう感じは出て
くるかもしれないですね。そういう部分では、最近、重さってい
うかは、感じています。

2 番

これに関しては、守秘義務ということで、人にしゃべることも一
切ないんで、生活そのものには変化はございません。ただ、これ
からの控訴審とかなどで出る結果によって、自分たちの判断が正
しかったかどうか、そのときにまた考えるようなものだ。現在の
ところは、判断には間違っていないと思っております。

司会者

それでは3番の方をお願いします。

3 番

死刑判決は出したんですけれども、特に負担になっているってことは自分にはないです。今回出したということで、二審の方に控訴されているみたいですが、僕たちの判決っていうのが、納得いかなければ、また上の方で専門の方たちがまた裁いてくれるというか、刑を科してくれるので、特に重たいってことはないです。

司会者

それでは、最後にお一人ずつ、今後裁判員裁判に参加される裁判員の方に何かメッセージというのか、ありましたら一言ずつお願いします。7番の方から。

7 番

私3日間参加いたしまして、服装なんかは、本当にラフな格好で、最初はジャンパー、ネクタイはちょっとしていきましたけれど、ジャンパーなんか着たり、スニーカーなんかを履いて、気楽な気持ちで1日、2日は参加させていただきました。さすが、判決の日の3日目になりますと、みなさん、やっぱり襟を正して、私も上下のスーツそれから、冗談半分で紋付き袴で来ればよかったなあとか言ったんですけれどもね。それで皆さん意外とラフな、30半ばくらいの青年なんですけど、普段ノーネクタイで来たんですけれども、ところがやっぱり判決の日は、ネクタイの結び方知らなかったもんで、うちのやつにこうやって輪っか作ってきてもらったよって、その場でこうやって結んで、みなさんもネクタイだけはピシッとして来てくださいました。それを見て、やっぱり判決の日っていうのは厳粛な形で受け止めているんだなと思っ
て、それはひどく感動いたしました。

司会者

ありがとうございました。それでは，6番の方メッセージがありましたら，よろしくをお願いします。

6 番

先ほども言ったんですが，誰もが経験できることではない。裁判員に選任されたら，終わってみれば達成感も充実感もあると考えてますんで，自然体で臨んでいただいたらいいんじゃないかと考えています。

司会者

ありがとうございました。5番の方よろしく。

5 番

今でも被告人の顔が洗濯でもしているときに，ぼーっと出てくるんですよね。でも，それだからと言って別に心が重くなるわけでも何でもなくて，ああ，あの人たちの子供は今何しているんだろうなとか考えながら日常生活を送っているわけですけども，やっぱり，終わってから人生の重さとかそういうのを実感したもので，やっている時は一生懸命やったけれども，後は頭の切り替えを上手にやってもらいたいというのがあります。

司会者

ありがとうございました。4番の方。

4 番

選任されましたら，皆さん，これから大いに裁判員制度というものに参加していただきたいと思います。勉強にもなります。私なんかは72歳になってますけれども，本当にいい勉強になりました。もしそういう参加の機会が，選ばれましたら，ぜひ皆さん，参加してください。勉強になります。得るものはあります。

司会者

どうもありがとうございました。では，3番の方よろしく。

3 番

先ほど皆さん言われているように，裁判員の方にもし選ばれれば，参加した方がいいと思います。なかなか経験できることではないので，終わってから良かったか，悪かったかっていうのは，その方々の思いではあると思うんですけど，やった中でまた守秘義務っていうのはありますけど，話せることは話をしてあげて，みんながもっと参加しやすいっていうような環境を作っていったらいいのかなっていうふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。2番の方。

2 番

私もある一定の人ですが，裁判員をやりましたということを書いてあるわけなんです。そのときに質問されたときには，絶対引き受けた方がいいよと，いろいろな面で勉強になるから，ぜひ引き受けるようにという話をしておきました。

司会者

では，1番の方。

1 番

良い経験になると思いますので，ぜひみなさん，選ばれた場合には参加して頑張ってくださいってことだけです。

司会者

どうもありがとうございました。丁度時間になりました。今日は長時間，熱心かつ率直に御意見をいただきまして，誠にありがとうございました。今日の御意見を参考にしながら我々法曹三者はど

ういうふうに改善をしていくかということを考えていきたいと
思います。また、今後ともこの制度の発展にいろいろな面で御協
力をいただけたらと思います。本当にどうもありがとうございました。
した。